## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 中島崇文

本論文はルーマニアの歴史研究において、従来研究が抜け落ちていた国民統一国家建国 時の旧ルーマニア王国(ワラキアとモルドヴァ)とトランシルヴァニア、ベッサラビア、 ブコヴィナといった地域間の関係に注目し、4地域の地方行政の末端組織である村レベル にまでおよぶ統合がいかになされていったのかを、ルーマニア語の未刊行史料のみならず、 官報や国会議事録、当時の新聞、法令集を駆使して論じたものである。

本論文が扱う時期は1918年のルーマニア統一から1925年に行政統合法が採択され、施行されるまでであり、現在でもルーマニアがかかえる中央集権と地方分権の問題に政治的・法的・制度的な基礎がすえられた重要な時期である。この論文では、行政統合法が施行されるまでの時期を5章にわけて、丹念にその過程を検討している。

第 1 章は本論文が扱う時期の前史にあたる章であり、1918 年以前の旧ルーマニア王国、ロシア帝国支配下のベッサラビア、ハプスブルク帝国統治下のブコヴィナとトランシルヴァニアの政治状況および行政制度が概観されている。

第2章では、1918年の国民統一国家に際して、ベッサラビア、ブコヴィナ、トランシルヴァニアのルーマニア人組織がどのようにして旧ルーマニア王国との統合に進んでいったのか、統一の条件に焦点をあてながらダイナミックに描き出している。

第3章では、国民統一国家建国後の政治状況が各地域の諸政党の再編の過程を通じて詳細に分析されている。旧ルーマニア王国最大政党の国民自由党が統一国民国家の建国により地方政党となってしまう事例、これに対して1918年に結成された人民同盟(1920年に人民党と改称)が全土規模の正当に変容する事例、またトランシルヴァニアの地域政党である国民党が全国政党化する事例がとりあげられる。

第 4 章では、国民統一国家建国直後に各地域において暫定的に成立していた地方政府の 諸機関が急速に中央集権化されてゆく過程と、中央集権化に対する各地域の反応について 詳述されている。この時期に作成された数種類の地方行政法案についても検討が加えられ ている。

第5章では、1922年に成立した国民自由党政権のもとで、新憲法が制定され地方行政改革が進められてゆく過程が叙述され、1925年にようやく採択された行政統合法の国会審議の様子が詳細に分析されている。また、1926年に行政統合法が施行されてゆく過程についても言及されている。

終章では、今日に至るまで単一の行政制度が維持されているルーマニア国家統合の基礎

が行政統合法の成立にあったと結論づけている。行政統合法は中央集権と地方分権との双 方のバランスを巧みにとった内容の法律であったとの評価が与えられ、ルーマニアの地方 行政改革の成功が、チェコスロヴァキアのスロヴァキア問題やユーゴスラヴィアのクロア チア問題といった分離主義傾向の強い問題を生み出さなかった主たる要因であることを強 調している。

本論文の研究上の貢献として、次の 2 点を指摘できる。一つはルーマニア語の未刊行の 史料を含む、現地のさまざまな史料や文献を駆使して、行政統合法の成立に至る過程を丹 念に分析したことである。もう一つはルーマニアの地方行政改革の過程を、同じ問題をか かえていた東欧諸国との比較の視点を入れて考察しようと試みた点である。この結果、本 論文は従来のわが国の東欧地域研究、とりわけルーマニア研究を大きく越える成果を生み 出したのみならず、研究視角の斬新さという点から現地ルーマニアの研究にも一石を投じ る貴重な研究だと評価することができる。

審査では、①ルーマニアの国家統合に果たした国王の役割の有無についての説明が不足している、②今日的視点から考えて、統一国家建国直後の時期に連邦制を導入する動きはなかったのかという疑問、③行政統合法による法的な統合の姿は分析されているが、統合の実態が見えてこない、④諸地域の政党や政治家の統合に対する見解が明確に伝わってこない、⑤ルーマニア人、モルドヴァ人、トランシルヴァニア人という表現のアイデンティティーの問題、⑥政治的・法的な統合だけにとどまらず、文化や教育面での統合にも目配りした総合的な国民統合の分析がほしかった、などの本論文の問題点や今後の課題を含めた指摘がなされた。

しかし、審査委員会は指摘された問題点は本論文の研究上の貢献を否定するものではな く、本論文が博士論文としての水準を十分に超えていると判断した。したがって、審査委 員会は本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。